

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について（第 1 次答申案）

1. 第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加（法第 12 条関係）【諮問 6. 7. 8. 関係】

- 【諮問 6】改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第 12 条第 1 項第 7 号の 2 の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者について
- 【諮問 7】新法第 12 条第 1 項第 8 号の規定に基づき環境省令で定める、法人の使用人について
- 【諮問 8】新法第 12 条第 1 項第 9 号の規定に基づき環境省令で定める、個人の使用人について

（1）不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者（法第 12 条第 1 項第 7 号の 2）

第一種動物取扱業の登録取消し処分に係る行政手続法に基づく聴聞の通知後、当該処分に係る決定までの間に廃業等の届出を行い、事実上不利益処分を免れようとする業者について、当該届出後の新たな第一種動物取扱業の登録を一定期間行わせないようにするため、施行規則に以下のとおり規定すること。

- ① 法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第 16 条第 1 項第 4 号又は第 5 号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- ② ①の期間内に法第 16 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号の規定による届出をした法人（合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前 30 日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から 5 年を経過しないもの

（2）環境省令で定める使用人（法第 12 条第 1 項第 8 号及び第 9 号）

動物の不適正な取扱いを行う蓋然性が高いと判断される者が動物の取扱いについて主導的な立場に立つことを防ぐため、法第 12 条第 1 項第 8 号及び第 9 号の環境省令で定める使用人は、法第 10 条の登録の申請をした者の使用人であって、第一種動物取扱業に関し法第 10 条第 2 項第 2 号の事業所の業務を統括する者とする。

（3）様式第 1、様式第 4 及び様式第 7 の改正

第一種動物取扱業の登録及び登録更新に係る申請書並びに変更届出書において、環境省令で定める使用人が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類を添付書類として規定すること。

(施行規則新旧対照表)

改正後	現 行
<p>(第一種動物取扱業の登録の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>法第十二条第一項第七号の二の環境省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>一 <u>法第十九条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に同法第十六条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者(解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。)</u>で当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>二 <u>前号の期間内に法第十六条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人(合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。)</u>の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>6 <u>法第十二条第一項第八号及び第九号の環境省令で定める使用人は、法第十条第二項の第一種動物取扱業の登録の申請をした者の使用人であって、同条第二項第二号の事業所の業務を統括する者とする。</u></p>	<p>(第一種動物取扱業の登録の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

◎法参照条文(※赤字は改正法による改正箇所。下線部分は省令への委任規定等。以下同じ。)

(登録の拒否)

第12条 (略)

一～七 (略)

七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

2 (略)

2. 周辺の生活環境が損なわれている事態、虐待を受けるおそれがある事態

(法第 25 条関係) 【諮問 11.12. 関係】

【諮問 11】新法第 25 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態について

【諮問 12】新法第 25 条第 4 項の規定に基づき環境省令で定める、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態について

(1) 周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態

(法第 25 条第 1 項及び第 2 項)

- 地域の事情により、複数の苦情がなくとも対処すべき事態(例：複数の苦情の申出等がないが、特定の個人に健康被害が生じている事態)も想定され、こうした事態は都道府県等が必要な指導等を行う対象とすべきであるため、「周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態」を追加すること。
- 改正法により、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じたことの起因となる活動に「給餌・給水」が追加されたことから、施行規則にも同様の措置を行うこと。

(施行規則新旧対照表)

改正後	現 行
<p>(周辺の生活環境が損なわれている事態)</p> <p>第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、<u>周辺地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしている</u>と認められる事態であって、当該支障が複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び<u>周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。</u></p> <p>一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音</p> <p>二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気</p> <p>三 (略)</p> <p>四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に</p>	<p>(周辺の生活環境が損なわれている事態)</p> <p>第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、<u>かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。</u></p> <p>一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音</p> <p>二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気</p> <p>三 (略)</p> <p>四 動物の飼養又は保管により発生する多数の</p>

より発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみ その他の衛生動物	ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物
----------------------------------	---------------------

(2) 虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態（法第25条第4項）

- 施行規則に文言の適正化等の所要の措置を講ずること。

(施行規則新旧対照表)

改正後	現行
<p>(虐待を受けるおそれがある事態)</p> <p>第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>(虐待のおそれがある事態)</p> <p>第十二条の二 法第二十五条第三項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。</p> <p>一～六 (略)</p>

◎法参照条文

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5～7 (略)

3. 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合、犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（法第 35 条関係）【諮問 13. 関係】

【諮問 13】法第 35 条第 7 項の規定（法第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づき環境大臣が定める、犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

(1) 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合

(法第 35 条第 3 項)

所有者の判明しない犬猫の引取り拒否規定については、適切な方法により地域猫活動等を実施している場合等、引取り以外の対策・対応によって生活環境被害を防止する方法が取られる場合もあり、地域の実情や個別事案に応じて法を運用することが可能となる規定とする必要があることから、環境省令で定める場合として、以下の 2 点について規定すること。

- ① 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合
- ② 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

(施行規則新旧対照表)

改正後	現 行
<p>(犬猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)</p> <p>第二十一条の二 (略)</p>	<p>(犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)</p> <p>第二十一条の二 (略)</p>
<p><u>(所有者の判明しない犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)</u></p> <p><u>第二十一条の三 法第三十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p><u>一 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合</u></p> <p><u>二 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合</u></p>	<p>(新規)</p>

(2) 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

(平成 18 年環境省告示第 26 号 最終改正：平成 25 年環境省告示第 86 号)

- 施行規則の改正を踏まえ、所要の措置を講じる一方で、引取り拒否事由に該当する場合でも動物の健康や安全を保持するために必要と認められる場合は引取りを行うべきであることから、その旨を告示に盛り込むこと。
- その他、パブリックコメントの結果も踏まえ、現状を鑑み、修正が必要な事項について所要の措置を講ずること。

(環境省告示新旧対照表)

改正後	現行
<p>動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 35 条第 1 項本文及び第 3 項の規定による犬又は猫の引取り並びに法第 36 条第 2 項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物及び動物の死体の収容に関する措置は、次によるものとする。</p> <p>第 1 犬及び猫の引取り</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 都道府県知事等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められたときは、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあると認められる場合又は動物の健康や安全を保持するために必要と認められる場合は、引取りを行うこと。ただし、当該事態が生ずるおそれがないと認められる場合など引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 都道府県知事等は、法第 35 条第 1 項本文又は第 3 項の規定により引き取った犬又は猫について、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、所有者がいる可能性があることに十分留意し</u></p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 35 条第 1 項本文及び第 3 項の規定による犬又は猫の引取り並びに法第 36 条第 2 項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物及び動物の死体の収容に関する措置は、次によるものとする。</p> <p>第 1 犬及び猫の引取り</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 都道府県知事等は、法第 35 条第 1 項本文又は第 3 項の規定により引き取った犬又は猫について、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台</u></p>

<p>て対応することとし、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台帳に記入した事項を通知するとともに、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 8 項の規定に準ずる措置を採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあつては、この限りでない。</p> <p><u>6・7</u> （略）</p> <p>第 2 負傷動物等の収容</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 第 1 の <u>4 から 7</u> までの規定は、都道府県知事等が負傷動物等を収容した場合について準用する。</p> <p>第 3・第 4 （略）</p> <p>第 5 死体の処理</p> <p>動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において<u>処理し</u>、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の定めるところにより処理する<u>など適切な措置を講ずること。</u></p> <p>第 6 報告</p> <p>都道府県知事等は、犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容、<u>これらの処分及び収容中の死亡</u>の状況を、別記様式により、環境省自然環境局長に報告すること。</p>	<p>帳に記入した事項を通知するとともに、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 8 項の規定に準ずる措置を採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあつては、この限りでない。</p> <p><u>5・6</u> （略）</p> <p>第 2 負傷動物等の収容</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 第 1 の <u>3 から 6</u> までの規定は、都道府県知事等が負傷動物等を収容した場合について準用する。</p> <p>第 3・第 4 （略）</p> <p>第 5 死体の処理</p> <p>動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の定めるところにより、<u>処理すること。ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>第 6 報告</p> <p>都道府県知事等は、犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別記様式により、環境省自然環境局長に報告すること。</p>
--	--

◎法参照条文

（犬及び猫の引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 （略）

3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 (略)

4. 動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加（法第 21 条の 5 関係）

【その他意見聴取事項】

- 改正法により、帳簿の備付け等の対象となる動物が、犬猫から第一種動物取扱業が対象とする動物全般に拡大されたことに加え、対象の業態も拡大されたことを踏まえ、施行規則に所要の措置を講ずること。
- 他方で、法律の条文から個体ごとに記載するとの規定が削除されたのは、個体識別や個体管理が難しく、複数の個体を仕入れ、個体群ごとに管理する場合があること等を考慮したものであることに鑑み、帳簿の記載方法については、犬猫については従前どおり個体ごとの記載を、犬猫以外の動物については、その所有又は占有する動物の品種等ごとの記載を業者に求めること。
- 法第 24 条の 4 第 2 項において準用する法第 21 条の 5 第 1 項の規定に基づき、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が行う帳簿の備付け等についても、施行規則に所要の措置を講ずること。

（施行規則新旧対照表）

改正後	現 行
<p><u>（動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け等）</u></p> <p>第十条の二 <u>法第二十一条の五</u>第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該動物の品種等の名称</p> <p>二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、<u>捕獲された動物にあつては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所</u>）</p> <p>三 当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）</p> <p>四 当該動物を所有又は占有するに至った日</p> <p>五 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番</p>	<p><u>（犬猫等の個体に関する帳簿の備付け）</u></p> <p>第十条の二 <u>法第二十二条の六</u>第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該犬猫等の品種等の名称</p> <p>二 当該犬猫等の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された犬猫等であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された犬猫等であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該犬猫等を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）</p> <p>三 当該犬猫等の生年月日（輸入等をされた犬猫等であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）</p> <p>四 当該犬猫等を所有するに至った日</p> <p>五 当該犬猫等を当該犬猫等販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録</p>

<p>号又は所在地</p> <p>六 当該動物の販売又は引渡しをした日</p> <p>七 当該動物の販売若しくは引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地</p> <p>八 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況</p> <p>九 <u>販売を行う場合</u>にあつては、<u>当該動物の販売</u>を行った者の氏名</p> <p>十 <u>販売を行う場合</u>にあつては、<u>当該動物の販売</u>に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況</p> <p>十一 <u>貸出しを行う場合</u>にあつては、<u>当該動物に関する第八条第八号に規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間</u></p> <p>十二 当該動物が死亡（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日</p> <p>十三 当該動物の死亡の原因</p> <p>2 <u>前項に規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有又は占有する動物の品種等ごとに記載するものとする。</u></p> <p>3 法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p><u>（第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け等）</u></p> <p>第十条の十 第十条の二（第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の</p>	<p>番号又は所在地</p> <p>六 当該犬猫等の販売又は引渡しをした日</p> <p>七 当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地</p> <p>八 当該犬猫等の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況</p> <p>九 当該犬猫等の販売を行った者の氏名</p> <p>十 当該犬猫等の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況</p> <p>（新規）</p> <p>十一 当該犬猫等が死亡（<u>犬猫等販売業者が飼養</u>又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日</p> <p>十二 当該犬猫等の死亡の原因</p> <p>（新規）</p> <p>2 法第二十二条の六第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（新規）</p>
---	---

<p><u>二第一項第四号中「所有又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出しを行う場合にあつては、当該」を「当該」と、「第八条第八号」とあるのは「第十条の九第一号」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。</u></p>	
--	--

◎法参照条文

(動物に関する帳簿の備付け等)

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 (略)

(準用規定)

第二十四条の四 (略)

2 前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第二十一条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」とあるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

5. 動物取扱責任者等に関する要件の追加（法第 22 条関係）【その他意見聴取事項】

(1) 動物取扱責任者の選任要件について

- 改正法により、第一種動物取扱業による適正飼養等を更に促進していくため、動物取扱責任者の選任要件が「十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者」となったことから、双方を備えていることを要件とすることを施行規則において明確化すること。また、双方を満たすことが担保されている獣医師及び愛玩動物看護師についても、あわせて要件に規定すること。
- 現任の動物取扱責任者は、改正法により実務経験以外の要件も満たす必要が出てくることから、改正法の施行の日から3年間は、従前の例によるとする経過規定を設けること。

(施行規則新旧対照表)

改正後	現 行
<p>(動物取扱責任者の選任)</p> <p>第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。</p> <p>一 <u>次に掲げる要件のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>イ 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第三条の免許を取得している者であること。</u></p> <p><u>ロ 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三条の免許を取得している者であること。</u></p> <p><u>ハ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学であつて、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含</u></p>	<p>(動物取扱責任者の選任)</p> <p>第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。</p> <p>一 <u>第三条第一項第五号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

<p>む。)</p> <p>ニ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。</p> <p>二 （略）</p>	<p>（新規）</p> <p>二 （略）</p>
---	--------------------------

【経過措置】

この省令の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 10 条第 1 項の規定により第一種動物取扱業の登録を受けている者については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）第 9 条第 1 号の規定はこの省令の施行の日から 3 年間は、なお従前の例によることとする。

（２） 動物取扱責任者研修について

- 動物取扱責任者研修については、関西広域連合からの地方分権提案事項に関する閣議決定や選任要件の厳格化の動きを踏まえ、都道府県知事等が地域の実情や業種によってもっとも効果的な研修となるよう自治体の裁量を確保するため規定の見直しを行い、併せて、研修回数・時間に係る義務付けを廃止すること。

（施行規則新旧対照表）

改正後	現 行
<p>（動物取扱責任者研修）</p> <p>第十条 都道府県知事又は都道府県知事から動物取扱責任者研修の全部若しくは一部の実施を委託された者は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。</p>	<p>（動物取扱責任者研修）</p> <p>第十条 都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動</p>	<p>3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動</p>

<p>物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する<u>次に掲げる事項に関する動物取扱責任者研修</u>を受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。</p> <p>一 <u>動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）</u></p> <p>二 <u>飼養施設の管理に関する方法</u></p> <p>三 <u>動物の管理に関する方法</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関し都道府県知事が地域の实情に応じて必要と認める事項</u></p>	<p>物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する<u>動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない</u>。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。</p> <p>一 <u>一年に一回以上受けさせること。</u></p> <p>二 <u>一回当たり三時間以上受けさせること。</u></p> <p>三 <u>次に掲げる項目について受けさせること。</u></p> <p>イ <u>動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）</u></p> <p>ロ <u>飼養施設の管理に関する方法</u></p> <p>ハ <u>動物の管理に関する方法</u></p> <p>ニ <u>イからハまでに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。</u> (新規)</p>
---	--

◎法参照条文

(動物取扱責任者)

第二十二條 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。）を受けさせなければならない。

4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

6. 特定動物の飼養及び保管の禁止の特例（法第 25 条の 2 関係）【その他意見聴取事項】

診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合について

- 特定動物の飼養又は保管については、その危険性に鑑み、人間の生命・身体の安全確保の観点から交雑種が新たに規制されることとなり、また、平時の逸走等による事故の重大性等に鑑み、その飼養又は保管が一般的に禁止されることとなったが、公益上必要な場合について、施行規則において「飼養等の禁止の適用除外」として規定すること。
- これを踏まえ、法第 25 条の 2 の環境省令で定める場合は、施行規則第 13 条第 1 号から第 11 号までの内容を規定しつつ、加えて、遺失物法の規定に基づく業務に伴って特定動物を国の職員が扱う場合もあることから、「国の職員が遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合」を規定すること。

（施行規則新旧対照表）

改正後	現 行
（飼養又は保管の禁止の適用除外）	（飼養又は保管の許可を要しない場合）
第十三条 法 <u>第二十五条の二</u> の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。	第十三条 法 <u>第二十六条第一項</u> の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。
一～九 （略）	一～九 （略）
<u>十 国の職員が遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合</u>	（新規）
<u>十一・十二</u> （略）	<u>十・十一</u> （略）

◎法参照条文

（特定動物の飼養及び保管の禁止）

第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

7. 特定動物の飼養又は保管の目的、許可の基準等（法第 26 条～第 28 条関係）

【その他意見聴取事項】

(1) 許可の対象となる「環境省令で定める目的」について

- 愛玩目的での特定動物の飼養等が禁止されたところだが、改正前の飼養者について、社会通念上合理的と考えられる場合も想定されることから、これらに配慮し「環境省令で定める目的」を定めること。
- 愛玩目的での飼養等であっても改正法附則の経過措置等により改正法施行日以降の継続的な飼養が可能であるが、許可の有効期間が満了した場合に引き続き飼養等を行うことが可能となるよう留意すること。また、この場合、継続して飼養等を行える特定動物は現に飼養等を行っている当該個体に限るように規定すること。
- 被相続人が死亡した際、相続人が継続して飼養等を行う場合のほか、人の生命等に対する侵害の防止や公益上の必要がある場合において飼養等を行うことができるよう規定すること。

(施行規則新旧対照表)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>(特定動物の飼養又は保管を行う目的)</u></p> <p><u>第十四条 法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>一 動物園その他これに類する施設における展示</u></p> <p><u>二 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用</u></p> <p><u>三 生業の維持</u></p> <p><u>四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る特定飼養施設の所在地の変更その他の事由(イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における所在地の変更その他の事由を除く。)の発生の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る特定目的以外の目的</u></p> <p><u>イ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号。以下「令和元年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた令和元年改正法第一条の規定による改正前の法第二十六条第一項</u></p>	<p>(新規)</p>

<p style="text-align: center;"><u>の許可に係る特定動物</u></p> <p><u>ロ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物</u></p> <p><u>五 法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であって、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において相続人が行う当該個体の飼養又は保管</u></p> <p><u>六 その他、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的</u></p>	
--	--

（２） 様式第 14、様式第 18 及び様式第 19 の改正

- 改正法により、特定動物の飼養又は保管について規制が強化され、その目的により許可の可否が判断されることとなったため、様式第 14 及び様式第 18 による申請時に、目的の確認を行う項目を追記するとともに、目的に関する説明資料を添付させること。また、様式第 19（変更届出書）についても所要の措置を講ずること。

◎法参照条文

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一～八 （略）

（変更の許可等）

第二十八条 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2・3 （略）